令和4年度

坂戸市立坂戸小学校PTA定期総会

令和4年4月
書面審議

令和４年度　坂戸市立坂戸小学校 PTA 定期総会　次第

＜報　告＞

1.　令和３年度事業報告について

2.　坂戸小学校創立 150 周年記念事業実行委員会の発足について

＜議　事＞

議案第１号　令和３年度決算報告の承認について

議案第２号　会長・副会長・監事の承認について

議案第３号　令和４年度事業計画案及び予算案の承認について

議案第４号　坂戸小学校創立 150 周年記念事業実行委員会会則の制定について

＜その他掲載参考資料＞

1.　令和４年度埼玉県 PTA 安全互助会について

2.　坂戸小学校 PTA 会則、坂戸小学校 PTA 細則、坂戸小学校 PTA 慶弔規程

3.　坂戸小学校 PTA 組織図

令和3年度事業報告

本部（学校関連）		
月	日	活動内容
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
5	7	第1回運営委員会
5	12	PTA会費集金・集計
6	4	第1回学校評議員会
6	11	第1回本部会
		第2回運営委員会
6	17	第1回常任委員会（文書配信）
7	6	第1回学校給食運営協議会
8	21	親子ふれあい環境美化活動（中止）
9	10	第2回本部会
		第3回運営委員会
10	14	運動会手伝い
10	28	第3回本部会
		連合運動会（中止）
11	7	坂小ふれあいバザー（中止）
11	10	第4回運営委員会（文書配信）
		第1回指名委員会（文書配信）
1	26	第4回本部会
2	4	第5回運営委員会（文書配信）
		第2回指名委員会（文書配信）
3	9	第5回本部会
		第6回運営委員会
		第3回指名委員会
4	12	新旧本部会
4	13	会計監査・給食会計監査（※1）
4	15	PTA役員選出
4	19	PTA役員選出
4	20	PTA役員選出
4	21	新旧常任委員会

（※1）給食会計監査は、P4「令和3年度給食会計監査報告書」を参照

学年委員会		
月	日	活動内容
4	22	ベルマーク作業引継ぎ
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
5	13	第1回学年委員会
5	25	ベルマーク仕分け作業
6	9	ベルマーク仕分け作業
	15	ベルマーク仕分け作業
	24	ベルマーク仕分け作業
7	5	ベルマーク仕分け作業
	9	ベルマーク仕分け作業
	15	ベルマーク仕分け作業、発送
8	3	カーテン洗濯
9	10	ベルマーク仕分け作業（中止）
	21	ベルマーク仕分け作業（中止）
10	7	ベルマーク仕分け作業
	14	運動会手伝い
	25	ベルマーク仕分け作業
10	－	第2回学年委員会（文書配布）
11	12	ベルマーク仕分け作業
	25	ベルマーク仕分け作業
12	8	ベルマーク仕分け作業
	20	ベルマーク仕分け作業、発送
1	17	ベルマーク仕分け作業
	27	ベルマーク仕分け作業（中止）
3	17	ベルマーク仕分け作業、発送
4	15	新年度役員決め司会
	19	新年度役員決め司会
	20	新年度役員決め司会
	21	新旧常任委員会

本部（市P連関連）		
月	日	活動内容
5	8	新旧本部役員会
		坂戸市PTA連合会定期総会
5	21	第1回常任理事会
5	29	第2回本部会合同常置委員会（中止）
		第1回広報委員会（中止）
6	12	広報紙づくり講習会（中止）
		第2回広報委員会（中止）
6	26	安全安心パトロール研修会（中止）
7	2	第2回常任理事会
8	7	学区内安全パトロール等
8	20	理事等管外視察研修会（中止）
9	2	第1回成人教育委員会（中止）
9	7	安全安心パトロール実践報告会（中止）
9	8	広報紙づくり情報交換会（中止）
		第3回広報委員会（中止）
10	8	第3回常任委員会
10	15	第2回成人教育委員会（中止）
10	30	坂戸市PTA役員スポーツ研修大会（中止）
11	26	PTA広報紙コンクール表彰式
12	3	第5回本部役員会（中止）
		第4回常任理事会（中止）
1	7	理事等新年懇親会（中止）
2	4	第6回本部役員会（中止）
		第5回常任理事会（中止）
3	4	第7回本部役員会（中止）
		第6回常任理事会（中止）
3	18	第4回常任理事会（書面決議）

青少年育成推進委員		
月	日	活動内容
4	21	青少年育成推進委員会議
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
5	21	青少年育成坂戸市民会議構成員研修会
6	26	安心安全パトロール研修会（中止）
7	2	坂戸中学校区青少年健全育成地区会議総会
7	9	非行防止街頭キャンペーン（中止）
		青少年の非行・被害防止　特別強化月間の啓発物配布
10	3	市民体育祭非行防止キャンペーン（中止）
10	9	坂戸よさこい非行防止キャンペーン（中止）
12	25	～1/6安心安全パトロール
1		第2回坂戸市青少年育成推進委員会議（書面開催）
4	21	新旧常任委員会
随時		児童生徒登下校時見守り

成人教育委員会		
月	日	活動内容
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
6	11	第1回成人教育委員会
6	25	第2回委員・指導者等研修会（中止）
8		学校保健委員会（中止）
8	7	手作り品作成・準備
8	21	PTA奉仕作業（中止）
9	7	第3回委員・指導者等研修会（中止）
9	10	手作り品作成・準備
10	14	運動会手伝い
10	27	第4回委員・指導者等研修会（中止）
10	30	坂戸市PTA役員スポーツ研修大会（中止）
11	7	坂小ふれあいバザー（中止）
11		給食試食会（中止）
12		人権教育研修会（中止）
2		第5回委員・指導者等研修会（中止）
4	21	新旧常任委員会

広報委員会		
月	日	活動内容
4	26	第1回広報委員会
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
	30	1年生を迎える会　原稿依頼
5	11	交通安全教室　原稿依頼
		2年生町探検　原稿依頼
	18	みどり第213号　校正
	24	みどり第213号　校正
	28	みどり第213号　校正・入稿
	24	5年生宿泊学習　原稿依頼
	25	5年生プール清掃　取材・撮影
		3年生高麗川探検　取材・撮影
	31	4年生社会科見学　原稿依頼
6	10	10.坂小まつり　原稿依頼
		みどり第213号　折込み
	11	みどり第213号　発行
	12	市P連広報誌づくり講習会（中止）
	17	第2回広報委員会
		クラブ活動紹介　原稿依頼
7	6	4年生ピースキャラバン　原稿依頼
	12	6年生着衣泳　取材・撮影
9	8	市P連広報誌づくり情報交換会（中止）
10	7	学年委員ベルマーク作業　取材・撮影
	8	3年社会科見学　原稿依頼
	14	運動会　取材・撮影
	18	1.2年おもちゃまつり　取材・撮影
		（～21.26）4,5,6年お琴　原稿依頼
	19	避難訓練　原稿依頼
	22	（＋27.29）4年社会科見学　原稿依頼
	26	5年リモート社会科見学　原稿依頼
	28	連合運動会（中止）
11	2	2年生活科見学　原稿依頼
	10	（～11）6年修学旅行　原稿依頼
	19	1年生活科見学　原稿依頼
	27	持久走大会　取材
12	7	卒業する君たちへ　取材・撮影
	9	みどり第214号　入稿
	16	第3回広報委員会
	21	みどり第214号　折込み
	22	みどり第214号　発行
1	14	6年社会科見学　原稿依頼
	18	給食感謝の会　原稿依頼
	19	長なわ大会　取材・撮影
	21	飼育委員会ふれあいイベント　原稿依頼
	24	（～26）校内書きぞめ展　原稿依頼
		アルミ缶回収　原稿依頼
2	17	3年クラブ見学　原稿依頼中止
	22	けやき くすのき校外学習　取材撮影（中止）
3	4	6年生を送る会　取材撮影中止
	9	みどり第215号　入稿
	18	みどり第215号　折込み
	22	みどり第215号　発行
4	6	新6年生準備登校　撮影依頼
	8	入学式　撮影依頼
	21	新旧常任委員会

厚生委員会		
月	日	活動内容
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
5	17	第1回厚生委員会
6	15	第2回厚生委員会・手作り品作成準備
7	12	第3回厚生委員会・手作り品作成準備
10	14	運動会手伝い
11	7	坂小ふれあいバザー（中止）
1	13	第4回厚生委員会・手作り品作成準備
2	8	手作り品販売会
		保健室カーテン洗濯
4	21	新旧常任委員会

校外指導委員会		
月	日	活動内容
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
5	21	第1回校外指導委員会
6	1	各地区パトロール
		校外指導委員会だより第1号　発行
	26	安全安心パトロール研修会（中止）
7	1	各地区パトロール
	7	校外指導委員会だより 第2号発行
	13	校外指導委員会だより 第3号発行
8	2	各地区パトロール
	21	PTA奉仕作業（中止）
9	1	各地区パトロール
	7	安全安心パトロール実践報告会（中止）
10	4	各地区パトロール
	6	就学時健診手伝い
	14	運動会手伝い
11	1	各地区パトロール
		校外指導委員会だより 第4号発行
12	1	各地区パトロール
1	11	各地区パトロール
	19	第2回校外指導委員会
3	1	（～7）新入学保護者への登校指導講習会
	2	校外指導委員会だより 第5号発行
4	21	新旧常任委員会

校外指導委員会（交通安全母の会）		
月	日	活動内容
4	30	坂戸小学校PTA定期総会（書面決議）
7	6	第1回理事会
	15	（～24）夏の交通事故防止運動　該当・巡回活動（中止）
9		理事会（中止）
	22	秋の全国交通安全運動街頭活動（中止）
	27	自転車教室（中止）
10		よさこい交通パレード（中止）
	14	運動会手伝い
	15	自転車事故防止キャンペーン（中止）
	22	第2回理事会・マスコット備品準備
	25	～キャンペーン用マスコットづくり
11	10	高齢者世帯訪問
12	1	冬の交通安全事故防止運動街頭活動（中止）
1	13	第3回理事会
2	8	新入学児童交通安全指導（書面配布）
3		「坂校母」配布
4	21	新旧常任委員会
		春の交通事故防止運動街頭活動（中止）
		高齢者世帯訪問
		スポーツフェスティバル（中止）

上記の通り、報告します。

令和4年4月25日（月）
坂戸小学校PTA会長　　戸口　将之

保 護 者 様

令和3年度給食会計決算報告書

1 収入の部

番 号	項　　目	金 額(円)	備　　考
1	前年度繰越金	48,106	
2	児童生徒給食費	19,385,175	児童生徒数 682人
3	教職員等給食費	2,447,073	教職員数 47人
4	学校給食費補助金	11,125,400	
5	諸収入	125,642	
収 入 合 計		33,131,396	

2 支出の部

番 号	項　　目	金 額(円)	備　　考
1	主食代	5,946,328	
2	牛乳代	7,209,818	
3	おかず代	18,979,732	
4	手数料等	0	
支 出 合 計		32,135,878	

収入支出差引残高　翌年へ繰越　995,518円

上記の通り報告します。
令和4年3月31日　坂戸市立坂戸小学校　校長　鈴木　博貴

給食会計の出納簿および関係諸帳簿を監査の結果、計数および証書類が正確であったことを認めます。

令和4年4月13日　PTA監査　恒儀 華子

PTA監査　髙橋 麻里

坂戸小学校創立 150 周年記念事業実行委員会の発足について

1. 概要
   - 坂戸小学校は、令和 5 年度に創立 150 周年の節目を迎えます。
   - 坂戸小学校創立 150 周年記念事業の実施等に関することを行う組織として、「坂戸小学校創立 150 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）」を発足させます。
   - 組織の発足については、坂戸小学校 PTA 会則第 8 条に基づき、令和 3 年度第 6 回運営委員会にて承認をいただきました。

2. 組織案
   - 実行委員会は、校長、教頭、主幹教諭のほか、令和 3 年度及び令和 4 年度のＰＴＡ本部役員と、その他有志、委員長が必要と認めた者で組織します。
   - 通常の PTA 活動とは異なった特殊な活動内容であることと、複数年度にわたって活動することなどを考慮し、現在、児童 1 名につき 1 回お願いしている PTA 役員の引き受けには該当しないこととします。
   - 令和 4 年度中に発足し、実行委員会の目的達成とともに解散します。当面の解散見込みは、令和 5 年度末としています。

3. 事業計画
   - 令和 4 年度中に記念事業の詳細を策定します。

4. 予算計画
   - 実行委員会が所管する事業全体の予算は、特別会計に計上している記念行事積立金等から執行します。
   - 単年度ごとに決算報告を作成し、PTA 監事による監査を受けます。

以　上

令和3年度　坂戸小学校PTA決算報告

1．収入の部　　単位:円

項目	3年度予算額A	3年度決算額B	比較（B−A）	備考
1．会費	1,146,000	1,154,000	8,000	2,000円×541家庭、2,000円×教員36名
2．補助金	5,000	0	△ 5,000	人権教育推進協議会補助金
3．雑収入	9	11	2	預金利子、P連金分担金返金
4．繰越金	769,416	769,416	0	
収入総額	**1,920,425**	**1,923,427**	**3,002**	

2．支出の部　　単位:円

項目	3年度予算額A	3年度決算額B	比較（A−B）	備考
1　会議費	**19,000**	**440**	**18,560**	
1.総会費	0	0	**0**	総会用用紙(上質紙・再生紙)
2.各委員会会議費	19,000	440	**18,560**	本部・広報・成人・校外・学年委員会
2　事務費	**238,000**	**193,659**	**44,341**	
1.消耗品費	60,000	27,505	**32,495**	印刷用紙・封筒等
2.通信運搬費	17,000	8,029	**8,971**	郵便切手・はがき・振込み手数料等
3.インク代	120,000	118,525	**1,475**	印刷室インク代
4.ふれあいR印刷機代	41,000	39,600	**1,400**	ふれあいルーム印刷機使用料
3　事業費	**474,000**	**152,377**	**321,623**	
1.本部	135,000	0	**135,000**	球技大会備品代・管外視察研修会等
2.広報委員会	160,000	130,293	**29,707**	広報紙発行費用
3.厚生委員会	21,000	1,000	**20,000**	カラーテスター代・　保健室カーテン洗濯代
4.成人教育委員会	105,000	460	**104,540**	給食試食会・親子演劇鑑賞会補助金等
5.校外指導委員会	8,000	1,870	**6,130**	登校指導備品代
6.学年委員会	45,000	18,754	**26,246**	ベルマーク経費・各教室カーテン洗濯代等
4　学校協力費	**532,000**	**495,193**	**36,807**	
1.学校応援団補助費	15,000	0	**15,000**	軍手・手袋等
2.環境整備費	60,000	38,182	**21,818**	学校花壇用花苗土等
3.各種行事奨励費	245,000	245,455	**△ 455**	卒業証書ケース・進級用名札・運動会ノート等
4.リース費	210,000	211,556	**△ 1,556**	印刷機リース代・モップリース代
5.消耗品補助費	2,000	0	**2,000**	
5　分担金等	**73,300**	**72,630**	**670**	
1.市P連分担金	16,000	14,930	**1,070**	PTA連合会会費・学警連会費等
2.PTA安全互助会	57,300	57,700	**△ 400**	安全互助会保険料
6　諸費	**103,000**	**71,000**	**32,000**	
1.慶弔費	100,000	71,000	**29,000**	御祝い金・御香典代等
2.雑費	3,000	0	**3,000**	
7　予備費	**481,125**	**246,092**	**235,033**	手袋代、ビデオ撮影業務委託費用等
支出総額	**1,920,425**	**1,231,391**	**689,034**	

3．残高の部

総収入1,923,427円－総支出 1,231,391円＝残高 692,036円

差し引き残高692,036円は、令和4年度へ繰越します。

上記の通り報告いたします。

令和4年3月31日（木）

坂戸小学校PTA会長　　戸口　将之

令和3年度　坂戸小学校PTA特別会計報告

1.定期預金の部(記念行事積立金)　　単位:円

項 目	金 額	備 考
令和2年度末定期預金	1,251,835	
利息	76	
令和3年度定期預金	50,000	150周年記念積立金
残 高	**1,301,911**	

2.普通預金の部

1.収入の部　　単位:円

項 目	金額	備 考
令和2年度繰越金	688,111	
令和3年度手作り品収益	50,200	
利息	6	
資源回収金	77,155	
収入合計	**815,472**	

2.支出の部　　単位:円

品 名	金額	備 考
定期預金(150周年記念積立金)	50,000	定期預金へ振替
令和3年度手作り品材料費	50,141	
50型液晶ディスプレイ	59,980	1台（消費税込み）
大型テレビスタンド	21,780	1台（消費税込み）
支出合計	**181,901**	

3.残高の部　　単位:円

項 目	金 額	備 考
令和2年度収入合計	815,472	
令和2年度支出合計	181,901	
残 高	**633,571**	

3. 差引残高

1,935,482円 (うち定期預金1,301,911 円)は、令和4年度へ繰り越します。

上記の通り、報告いたします。

令和3年3月31日(水)
坂戸小学校PTA会長　戸口　将之

監査報告書

坂戸市立坂戸小学校 PTA
会長　戸口　将之　様

私たちは、坂戸小学校 PTA 会則第 11 条により、令和 3 年度坂戸小学校 PTA 会計決算書・特別会計会計報告書の関係帳簿及び銀行通帳・定期預金証書について監査いたしました。

監査の結果、相違ないことを認めます。

令和 4 年 4 月 13 日

監事　恒儀 華子

監事　高橋 麻里

令和4年度　正副会長

役　職	氏　　名	学　　級	児童名	備　考
会長	徳永　旭彦			
副会長	町田　和幸			
副会長	上田　良子			
副会長	杉田　瞳			

令和4年度　監事

監事	濱本　淳子			
監事	髙橋　麻里			

※　個人情報保護の観点から、学校のホームページに掲載する総会資料には、本人の了承を得て会員名のみ掲載いたします。なお、後日新役員名簿を配付する際、詳細を記載いたします。

令和4年度事業計画（案）

本部（学校関連）		
月	日	活動内容
4	21	新旧常任委員会
	28	坂戸小学校PTA定期総会
		本部会（年数回）
		運営委員会（年数回）
		常任委員会（年数回、文書配信）
		指名委員会（年数回）
		給食運営協議会
		PTA会費集金・集計
		PTAだより発行
		PTA奉仕作業
		各種学校行事協力

本部（市P連関連）		
月	日	活動内容
5	22	市P連定期総会
		市P連本部役員会（年数回）
		市P連常任理事会（年数回）
		市P連各常置委員会（年数回）
		市P連理事等管外視察研修会
		市P連スポーツ研修大会
		その他市P連関連事業（年数回）

広報委員会		
月	日	活動内容
5		第1回広報委員会
		みどり第216号発行
6		市P連広報紙づくり講習会
9		市P連広報紙づくり情報交換会
12		みどり第217号発行
3		みどり第218号発行
		各号随時企画、取材、校正、印刷、配布作業
		委員会開催（数回）
		各種学校行事協力

成人教育委員会		
月	日	活動内容
5		第1回成人教育委員会
6		第1回研修会（親子ふれあい芸術鑑賞教室）
8		第2回研修会（学校保健委員会）
11		第3回研修会（給食試食会）
12		第4回研修会（人権教育）
		各研修会企画、運営
		委員会開催（数回）
		坂戸市人権教育推進協議会研修会（数回）
		各種学校行事協力

厚生委員会		
月	日	活動内容
5		第1回厚生委員会
6		歯みがき調べ
8		保健室カーテン洗濯、特別教室カーテン洗濯
2		手作り品販売会（入学準備説明会にて）
		委員会開催（数回）
		各種学校行事協力

本部（市P連関連）		
月	日	活動内容
5	22	市P連定期総会
		市P連本部役員会（年数回）
		市P連常任理事会（年数回）
		市P連各常置委員会（年数回）
		市P連理事等管外視察研修会
		市P連スポーツ研修大会
		その他市P連関連事業（年数回）

校外指導委員会・交通安全母の会		
月	日	活動内容
5		第1回校外指導委員会
		交通安全母の会新旧役員会
		交通安全母の会定期総会
10		就学学事検診の際、出欠や通学路に関する手伝い
2		通学版名簿作成、新1年生下校版編成の補佐
3		新入学保護者向け登校指導説明会
		交通安全母の会理事会及び該当活動（数回）
		交通安全母の会各種事業の協力
		こども110番の家、連絡所の確認
		安全安心パトロール研修会、実践報告会（数回）
		校区内パトロール（毎月）
		委員会だより発行（数回）
		委員会開催（数回）
		各種学校行事協力

学年委員会		
月	日	活動内容
5		第1回学年委員会
7		各教室のカーテン洗濯
9		第2回学年委員会
10		就学時検診時の幼児保育
2		入学準備説明会の幼児保育
		第3回学年委員会
4		新役員決めの司会
		ベルマーク作業・集計（随時）
		各種学校行事協力

青少年育成推進委員		
月	日	活動内容
4		第1回会議
随時		非行防止街頭キャンペーン
		安全安心啓発事業
		青少年健全育成への支援
		安心安全パトロール

PTA全会員		
月	日	活動内容
		立哨指導（旗持ち登校指導）
		学校の教育活動に協力する（※）
		※PTAが地域の方とともに、学校応援団（＝学校支援ボランティア。図書・緑化・安全・保健・授業など）として協力する。

＜特記事項＞

※　令和2年度より新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけ、坂小ふれあいバザーが実施できていなかった。昨今の社会情勢やPTA活動の負担軽減等を考慮し、令和4年度より坂小ふれあいバザーの計画を廃止した。なお、これについては令和3年度第6回運営委員会にて承認を得ている。

上記の通り、提案します。

令和4年4月25日（月）
坂戸小学校PTA会長

令和4年度　坂戸小学校PTA予算（案）

1．収入の部　　単位:円

項目	R3年度予算額（A）	R4年度予算額（B）	増減（=A−B）	備考
1．会費	1,146,000	1,134,000	△ 12,000	2,000円× 531家庭、2,000円×36教員名
2．補助金	5,000	5,000	0	人権教育推進協議会補助金
3．雑収入	9	10	1	預金利子
4．繰越金	769,416	692,036	△ 77,380	
収入総額	**1,920,425**	**1,831,046**	**△ 89,379**	

2．支出の部　　単位:円

項目	3年度予算額	R4年度予算額	増減（＝R3予算－R4予算）	R4年度予算・備考
1　会議費	**19,000**	**19,000**	**0**	
1.総会費	0	0	0	
2.各委員会会議費	19,000	19,000	0	
2　事務費	**238,000**	**205,000**	**△ 33,000**	
1.消耗品費	60,000	60,000	0	総会等印刷用紙・封筒等
2.通信運搬費	17,000	10,000	△ 7,000	郵便切手・往復はがき・振込み手数料等
3.インク代	120,000	135,000	15,000	印刷室・ふれあいルーム印刷機インク代（※1）
4.ふれあいR印刷機代	41,000	0	△ 41,000	（印刷機のリース契約解除により削除）
3　事業費	**474,000**	**464,000**	**△ 10,000**	
1.本部	135,000	135,000	0	市P連事業経費・連合運動会経費等
2.広報委員会	160,000	160,000	0	広報紙発行費用
3.厚生委員会	21,000	21,000	0	保健室・特別教室カーテン洗濯代
4.成人教育委員会	105,000	105,000	0	芸術鑑賞会費用、成人教育事業費等
5.校外指導委員会	8,000	8,000	0	登校指導備品代
6.学年委員会	45,000	35,000	△ 10,000	カーテン洗濯代、謝礼金、ベルマーク経費等
4　学校協力費	**532,000**	**585,000**	**53,000**	
1.学校応援団補助費	15,000	15,000	0	学校支援ボランティア補助費等
2.環境整備費	60,000	100,000	40,000	学校備品等（※2）
3.各種行事奨励費	245,000	260,000	15,000	卒業証書ｹｰｽ・進級用名札・運動会ﾉｰﾄ等（※3）
4.リース費	210,000	210,000	0	印刷室印刷機リース代、モップリース代
5.消耗品補助費	2,000	0	△ 2,000	
5　分担金等	**73,400**	**72,700**	**△ 700**	
1.市P連分担金	16,000	16,000	0	PTA連合会会費・学警連会費等
2.PTA安全互助会	57,400	56,700	△ 700	安全互助会保険料
6　諸費	**103,000**	**100,000**	**△ 3,000**	
1.慶弔費	100,000	100,000	0	御祝い金･御香典代等
2.雑費	3,000	0	△ 3,000	
7　予備費	**481,025**	**385,346**	**△ 95,679**	
支出総額	**1,920,425**	**1,831,046**	**△ 89,379**	

※1　令和3年度中に印刷機のリース契約を解除して印刷機を購入し、インク代を計上した
※2　コロナ対策やICT教育の推進等にかかる学校備品購入を補助するため、予算を増額した
※3　物価高騰により購入品の単価があがっているため、予算を増額した

上記の通り、提案いたします。

令和4年4月25日（月）
坂戸小学校PTA会長

坂戸小学校創立 150 周年記念事業実行委員会会則（案）

（名称）

第１条　　この会は、坂戸小学校創立 150 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　　実行委員会は、坂戸市立坂戸小学校の創立 150 周年を記念し、その足跡を顧み、祝うとともに、今後の発展のため、創立 150 周年記念事業の企画、立案、実施及びその円滑な運営にあたることを目的とする。

（活動）

第３条　　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

⑴　記念事業の企画、立案及び実施に関すること

⑵　記念事業の実施に伴う関係機関との連絡調整に関すること

⑶　その他実行委員会の目的達成に必要なこと

（組織）

第４条　　実行委員会は、以下の者をもって組織する。

⑴　令和３年度及び令和４年度坂戸市立坂戸小学校 PTA（以下「PTA」という。）の本部役員

⑵　委員長が必要と認めた者

（役員）

第５条　　実行委員会に、次の役員を置く。

⑴　委員長　１名

⑵　副委員長　４名以内

⑶　会計　２名

⑷　顧問　若干名

（役員の選出）

第６条　　役員の選出は、次の通りとする。

⑴　正副委員長は、実行委員の互選による。

⑵　会計は、委員長が実行委員中に委嘱する。

⑶　顧問は、委員長が必要と認めた者に委嘱する。

（役員の職務）

第７条　　役員の職務は、次の通りとする。

⑴　委員長は、実行委員会を代表し、会務全般を総理する。

⑵　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名した順序によりその職務を代行する。

⑶　会計は、会計事務を処理する。

⑷　顧問は、委員長の求めに応じ意見を述べるとともに、第２条の目的達成のために総合的な助言及び支援を行う。

（任期）
第８条　役員の任期は、次条の規定に基づき実行委員会が解散するときまでとし、坂戸小学校 PTA 会則第９条の規定は適用しない。

（解散）
第９条　実行委員会は、第２条の目的が達成されたときは、PTA 運営委員会の決議により解散する。

（経費）
第１０条　実行委員会の経費は、坂戸小学校 PTA 特別会計の定期預金（記念行事積立金）等をもって充てる。

（会計年度）
第１１条　実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（変更等）
第１２条　会則の変更及び細則の制定は、坂戸小学校 PTA 会則第 8 章附則に準ずる。

（委任）
第１３条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則
この会則は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

令和4年度　埼玉県PTA安全互助会について

Ⅰ. 補償内容について　　（100円・・・内訳：共済掛金95円、負担金5円）

<table>
<tr><th colspan="5">補　償　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">共済掛金</td><td rowspan="5">傷害給付</td><td colspan="2">死亡共済金</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">後遺障害共済金</td><td>10～200万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">入院共済金</td><td>4,000円（1日目から）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通院共済金</td><td>医師によるもの</td><td>2,500円（1日目から）</td></tr>
<tr><td>柔道整復師法に定める柔道整復師（接骨院・整骨院）によるもの</td><td>1,500円（1日目から）</td></tr>
<tr><td>疾病給付</td><td colspan="2">死亡共済金</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">負担金</td><td rowspan="2">賠償責任等</td><td colspan="2">見舞金
（審査会の審査による）</td><td>社会通念上10万円まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入院を伴う手術見舞金
（審査会の審査による）</td><td>2万円まで</td></tr>
</table>

※詳しくは「埼玉県PTA安全互助会のご案内」を参照のこと

Ⅱ. 補償の概要

1. おケガの共済制度

PTA会員が日本国内において、所属するPTA管理下にあるPTA行事に参加している間（PTAが指定する集合、解散場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます）に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償します。

ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合は補償の対象外となります。

2. 賠償事故のお見舞金制度

PTA管理下にあるPTA活動遂行中に偶然に発生した次の事故につき、PTAが法律上の責任を負担する場合に社会通念上妥当な範囲において、お見舞金をお支払します。

・PTA活動遂行中、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合

・PTAが学校など第三者から借用したスポーツ用具や教育資材などの財物をPTA会員や 園児・児童・生徒が壊したり、紛失したり、盗難された場合

Ⅲ. 補償対象者（被共済者）

1. 加入PTAの全会員（教職員会員も含みます）
2. 加入PTAの幼・小・中・特別支援学校に在籍する園児・児童・生徒
3. PTA会員の同居の親族（未就学児も含みます）

＊別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります。

4. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

＊PTA活動に参加するPTA会員以外のボランティア等をいいます。

【坂戸小学校PTA会則】

第1章　総　　則

（名称および事務所）

第1条　　本会は坂戸市立坂戸小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

（目　　的）

第2条　　本会は学校・家庭・社会が不離一体となって子どもたちが正しく健やかに成長して更に平和国家の一員として幸福な生活を営むよう教育に対して責任を分け合い、最高の努力と最大の協力をして子どもたちの福祉を増進していくことを目的とする。

（活　　動）

第3条　　本会は前条の目的を達成するため次の活動および事業を行う。

1．民主教育の理解を深めることを推進する。
2．教養を高め親睦を図るための講演会・研究会を開催する。
3．適正な教育予算の充実を期するために努力する。
4．学校の教育的環境の整備をはかる。
5．児童の福祉のために活動する計画をたてる。
6．事業遂行上必要な視察をする。
7．他の社会教育諸団体および機関と協力する。
8．その他、必要と認められる事項。

（方　　針）

第4条　　本会は、教育を本旨とする団体として次の方針に基づいて活動する。

1．児童の教育・福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
2．特定の政党や宗教に関わることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
3．学校の人事および管理運営に干渉しない。

第2章　会　　員

（会員の条件）

第5条　　本会の会員は本校児童の保護者またはそれにかわる者並びに、本校の教職員をもって組織する。

第3章　役　　員

（本部役員）

第6条　　本会に次の本部役員を置く。会計及び幹事のうち、各１名は教職員の役員とする。

1. 会　　長―1名　　2. 副 会 長―2～4名　　3. 会　　計―2名
4. 幹　　事―2名～4名

（監　　事）

第7条　　本会に２名の監事を置く。

（委 員 会）

第8条　　本会に次の常置委員会を設ける。

1. 広報委員会　2. 厚生委員会　3. 成人教育委員会　4. 校外指導委員会　5. 学年委員会
6. 青少年育成推進委員

上記の委員会の他に、必要に応じて運営委員会の議決により、特別に委員会を設け、または廃止することができる。

（任　　期）

第9条　　役員の任期は１年とする。但し再任は妨げない。

（選　　出）
第10条　役員の選出は次のとおりとする。
1．会長・副会長は、運営委員会が指名委員会となり、候補者を会員中より指名し、総会で議決する。
2．常任委員は、会員中より各地区1名、各学年の学級数×2名を互選する。各地区選出の1名は、校外指導委員会に属する。各学年より選出された常任委員は、広報・厚生・成人教育のいずれかの委員会に属する。また、教職員の会員からも常任委員として若干名選出し、各委員会に属する。
3．各委員会の正副委員長は、委員の互選による。
4．学年委員は、各学級2名選出し、学年委員会に属する。
5．各学年正副委員長は、学年毎に学年委員が互選する。
6．会計および幹事は、会長が会員中よりこれを委嘱する。
7．監事は、会員中より選出し、総会の承認を得るものとする。
8．青少年育成推進委員は、会員中より2名選出する。
（任　　務）
第11条　役員の任務は次のとおりとする。
1．会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2．副会長は、会長を補佐し、会長が任務を執行できないときはその任務を代行する。
3．会計は、会計事務を処理する。
4．幹事は、庶務一切を担当する。
5．監事は、会計の監査に当る。
6．各常置委員会は、それぞれ本会目的達成のため必要な事項を協議し、活動する。
7．青少年育成推進委員は、青少年の健全育成推進事業に当る。

第4章　総　　会

（総会の構成）
第12条　総会は、全会員によって構成される。
（総会の開催）
第13条　総会は、会長が招集するものとし、毎年度初め定期に、その他必要に応じて臨時に開かれる。
（総会の議決）
第14条　総会は、委任も含め会員数の3分の1以上をもって成立とし、議決はその過半数をもって決する。
（総会の権限）
第15条　総会では次のことを議決する。
1．予算の承認と決算報告の承認
2．事業計画の承認
3．会長・副会長・監事の承認
4．会則の制定と改廃
5．その他必要と認めた事項

第5章　運営委員会

（運営委員会の構成）
第16条　運営委員会は、会長・副会長・会計・幹事および各常置委員会の正副委員長で構成される。
（運営委員会の開催）
第17条　運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、開催するものとする。
（運営委員会の議決）
第18条　運営委員会は構成員の過半数をもって成立とし、議決はその過半数をもって決する。

（運営委員会の権限）
第19条　運営委員会では次のことを議決する。
1.　本会の運営に関する事項
2.　細則および規程の制定と改廃
3.　その他必要と認めた事項

第6章　運　　営

（本部役員会）
第20条　本会の事業を効果的に進めるため、本部役員で構成される本部役員会を設け、本会の運営に関する事項を協議することとする。
（常任委員会）
第21条　本会の事業を効果的に進めるため、全役員で構成される常任委員会を設け、本会の運営に関する事項について情報共有することとする。また、その開催は、会長が必要に応じて招集する。
（常置委員会）
第22条　常置委員会は、必要に応じて委員長が招集し、それぞれ本会目的達成のため必要な事項を協議し、活動する。
（校長の権限）
第23条　校長は、全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

第7章　会費および会計

（経　　費）
第24条　本会の経費は、会費および寄附金、またその他事業での収益金をもって当る。
（会　　費）
第25条　本会の会費は次の方法で徴収する。
1.　会費は一家庭および一教職員年 2,000 円とする。
2.　会計年度の9月以降に会員となった場合は 1,000 円、1月以降は 500 円徴収する。
3.　転校および離任したとき会費は返還しないものとする。
（会計年度）
第26条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章　附　　則

（会則の変更）
第27条　本会の会則変更は、総会の議決による。
（細則および規程）
第28条　本会運営のために必要な細則および規程は、運営委員会により別に定め、次期総会で報告する。
（施　　行）
第29条　本会の会則は、平成 14 年 5 月 17 日から改正実施する。
本会の会則は、平成 18 年 5 月 12 日から改正実施する。
本会の会則は、平成 19 年 5 月 11 日から改正実施する。
本会の会則は、平成 23 年 5 月 6 日から改正実施する。
本会の会則は、平成 24 年 5 月 2 日から改正実施する。
本会の会則は、平成 27 年 5 月 8 日から改正実施する。
本会の会則は、平成 29 年 5 月 2 日から改正実施する。

【坂戸小学校 PTA 細則】

（目的）

第１条　この細則は、坂戸市立坂戸小学校 PTA 会則第 28 条に基づき、同会則の運用に必要な事項を定める。

（役員・委員）

第２条　委員長経験者は、以降の同役職を免除することができる。ただし、その期間は任期中の児童が在学期間中に、新たに入学したその児童の弟妹までとし、再任は妨げない。

第３条　青少年育成推進員を２年継続して活動した保護者は、児童数２人分の活動をしたと見なし、任期中の児童が在学期間中に、新たに入学したその児童の弟妹１名分の役員経験とすることができる。

第４条　本部役員を２年以上継続して経験した家庭の保護者は、児童数に関係なく、以降の役員を免除することができる。ただし、その期間は任期中の児童が在学期間中に、新たに入学したその児童の弟妹までとし、再任は妨げない。

第５条　本部役員を３年以上継続、且つ、会長職を経験した家庭の保護者は、児童数に関係なく、以降の役員を免除することができる。ただし再任は妨げない。

附則

この細則は平成２９年３月２日改正実施する。

【坂戸小学校 PTA 慶弔規程】

第１条　　この規程は会員等に対する慶弔、見舞金および餞別の支給等について定める。

第２条　　前条の意は次の通りとする。

１．慶祝金

イ．結婚祝金	教職員が結婚したとき	金１０，０００円
ロ．出産祝金	教職員が出産したとき	金　５，０００円

２．弔慰金

イ．児童	死亡したとき	金１０，０００円
ロ．会員	死亡したとき	金１０，０００円
ハ．教職員	配偶者死亡のとき	金　５，０００円
	実子死亡のとき	金　５，０００円

３．餞別

イ．教職員が転退職の場合は、下記の割合で記念品を贈るものとする。

ロ．教職員の転退職の場合

在任期間×１，０００円。但し、５，０００円を限度とする。

第３条　その他必要を生じた場合は、正副会長に一任し、運営委員会にて報告する。

附則

この内規は平成２０年６月改正実施する。

この内規は平成２５年１月改正実施する。

この内規は平成２９年３月２日改正実施する。

この内規は平成３０年１月１５日改正実施する。

＜坂戸小学校PTA組織図＞

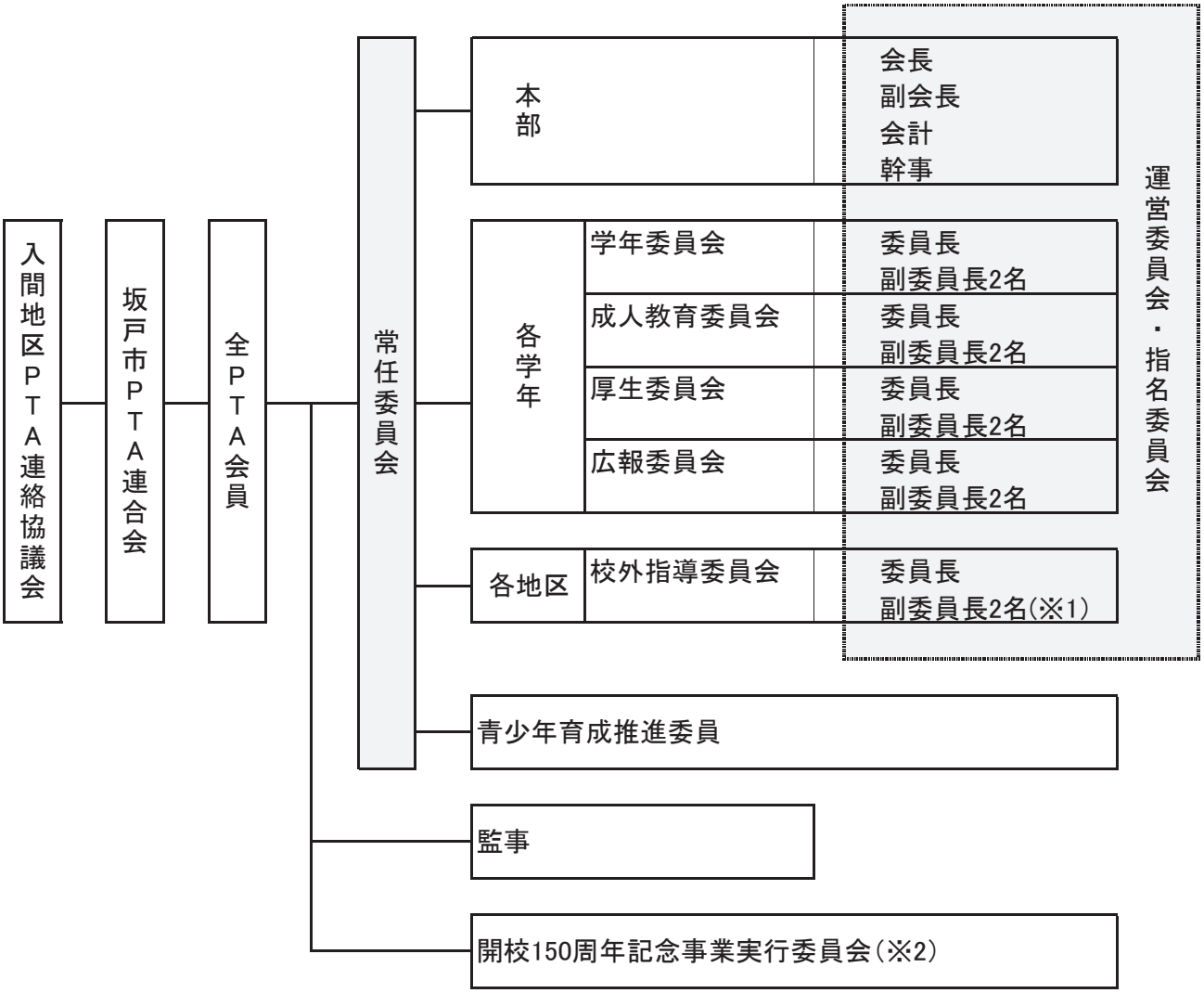

※1　校外指導委員会副委員長のうち1名は、交通安全母の会の代表を兼務します。

※2　令和4年度より「開校150周年記念事業実行委員会」を発足します。詳細は該当ページ参照。

☆　学年委員は、各学級から2名を選出し、学年委員会に所属します。

☆　常任委員は、各学年の学級数×2名を選出します。

☆　常任委員は、広報委員会・厚生委員会・成人教育委員会のいずれかに所属します。

☆　校外指導委員は、各地区から1名選出します。

☆　各委員会は、正副委員長および代表を選出し、運営委員会に参加します。

☆　青少年育成推進委員は、全学年より2名選出し、常任委員会のみ出席します。